

安全の手引き

- I 序 言
- II 防犯の手引き
- III 緊急事態対処マニュアル
- IV 結 語

在アルゼンチン日本国大使館

平成29年1月1日

I 序 言

アルゼンチンは、中南米諸国内では教育・生活水準が高く、治安の良い国と言われてきました。しかしながら、近年の政治・経済危機の発生により生活困窮者や失業者が増加し、最近では、麻薬関連の事件や銃器を使用した凶悪な犯罪が目立ってきています。

すべての犯罪に対して完璧な防犯を求めることは困難ですが、日頃から警戒心を持つことで犯罪被害者になるリスクを小さくすることは可能です。

また、2017年1月現在、アルゼンチンにおいて、イスラム過激派組織等の国際テロ組織によるテロ・誘拐等の報告は確認されていませんが、シリアやバングラデシュにおいて日本人が殺害されたテロ事件をはじめ、ISIL（イラク・レバントのイスラム国）等のイスラム過激派組織又はこれらの主張に影響を受けている者によるテロが世界各地で発生していることを踏まえれば、日本人、日本権益がテロを含む様々な事件に巻き込まれる危険があります。このような情勢を十分に認識し、日頃から危機管理意識を持つとともに、状況に応じて十分な安全対策を講じるよう心掛けてください。

本手引きでは、アルゼンチンにおける主要な犯罪の形態とその対策・心構え並びに緊急事態発生時の対処要領等についてまとめました。皆様の安全対策、安全意識の高揚の一助としていただければ幸いです。

II 防犯の手引き

1. 防犯の基本的な心構え

- 「自分と自分の家族の安全は自分達で守る」という心構えを持ちましょう。
- 日頃から、治安状況の変化、犯罪手口等の情報収集に努めましょう。
- 犯罪の標的とならないように、目立つ行動・服装等を避け、行動をパターン化しないようにしましょう。
- 予防が最大の危機管理です。危ういところに近寄らない、深夜に出歩かないといったことはもとより、常に用心を怠らないようにしましょう。

2. 最近のアルゼンチンにおける犯罪発生状況

(1) すり

バスや列車内、観光スポット等の混雑した場所で頻繁に発生しています。通常、犯人はグループであることが多く、1名が被害者の注意をそらす役、1名が周囲を監視する役、1名が実際に被害者の財布等を抜き取る役といった役割が決まっており、組織的に犯行を行っています。このため、特に人混みの中では、リュックや小さなバッグ等は身体の前に抱え、常に警戒している姿勢を見せることで、被害に遭う可能性を減少させるといった対策が効果的です。

(2) ひったくり

駅構内、バス停留場、電車・バス・地下鉄、路上等で主に女性が携行しているハンドバッグ等がよく狙われています。中には、バッグのストラップ部分を引きちぎる荒い手口も見られます。また、歩行者を狙ったバイク乗りによるひったくり（通称：モトチョロス）も多く発生しているので注意が必要です。

(3) 置き引き

ホテル・空港等のロビーやトイレ、チェックイン・カウンター、レストラン等において、または、車両からの降車直後、トランク等から荷物を卸している際に被害に遭うケースが多いようです。荷物や鞆から目を離した僅かな隙を狙う場合がほとんどであるため、手荷物を身体から離さないよう注意が必要です。

(4) ケチャップ強盗

市内の観光スポット、公園等での被害が報告されています。犯行は、グループで行われ、背後から、ケチャップ等の液体を被害者の衣服につけた後、汚れていることを教えると同時に、拭き取りの手伝いを装って近づき、被害者の荷物や貴重品を知らない間にかすめ取る手口が一般的です。もし、ケチャップ等をかけられてしまった場合は、近づいてきた人を相手にせず速やかにその場を立ち去ることが重要です。

(5) 路上強盗

人通りの少ない時間帯及び場所で多く発生しています。このような場所では徒歩によ

る移動をなるべく避けて、車両の使用を心がけましょう。

銀行やATMを利用する前後に、強盗に襲われるケースが多く見られます。特に、バイクを使った強盗（通称：モトチョロス）は、通りすがりに金品をひったくるだけでなく、組織されたグループが銀行や両替所付近等の複数の監視ポイントでターゲットを見定め、尾行し、場合によっては複数名で暴行を加えて、金品を強奪するという悪質な犯行を行います。犯行のターゲットとされないためには、銀行等へは複数名で行き、換金する際は少額にするようにする、銀行等の周辺に不審者がいないか点検する、尾行されていると感じたらすぐに近くのお店等に入りその場をやり過ごす、荷物を持って車道と同じ進行方向を車道寄りで歩かない等の対策が必要です。また、銀行等の付近で待機している流しのタクシーは利用しないようにしましょう。

（6）タクシー強盗

当地では、タクシーが市民の移動の足として利用されていますが、タクシー運転手が、強盗と手を組み乗客の金品を奪う事件が発生しています。このため、レミース（ハイヤー）かラジオ・タクシーと言われる無線タクシーを2人以上で利用することをお勧めします。エセイサ空港前で待機している流しのタクシーに乗って、法外な料金を請求された被害も報告されていますので、同空港から移動する際には、知り合いに迎えに来てもらう又はできる限り空港内にあるレミース会社を通じて車を手配する等の対策を講じて下さい。

（7）両替詐欺

両替所にて当地通貨に換金する際に、高額紙幣を低額紙幣にすり替えられる被害が発生しているため注意が必要です。現金を受け取る際には、慌てずに必ず相手の目の前で金額を確認するようにしましょう。

（8）短時間誘拐（簡易誘拐）

被害者を一時的に拘束し、比較的少額の現金を要求し、現金を入手した後に解放する短時間誘拐は、ブエノスアイレス市内やその近傍の都市部で発生しています。

かつて当地で発生した誘拐事件における被害者は大企業の幹部等でしたが、現在は殆どの短時間誘拐被害者がいわゆる一般人であり、誰でも被害に遭う可能性があるため注

意が必要です。

(9) 車両窃盗（車上狙い・車泥棒）

車両窃盗の多くは路上で発生しますので、路上駐車を避け、管理が行き届いた駐車場に車を駐車することをお勧めします。また、車を離れる際は必ずドアロックをするとともに、座席や足元等の外から見える場所にはバッグ他の物品を置かないようにしてください。取り外し式のカーナビをフロントガラスに装着している場合も、取り外して、トランクなどの外から見えない場所にしまい込む等の注意が必要です。

(10) 銃器使用の犯罪・薬物の蔓延

銃器使用率の上昇、犯罪の凶悪化及び薬物関連犯罪の増加が最近の当国の傾向です。万が一強盗に襲われた場合でも、相手が銃器を保有していることを念頭において行動することが肝要です。また、近年、アルゼンチンは麻薬の中継地から消費地になっていると言われており、麻薬がらみの犯罪も急増しているので注意が必要です。

3. 防犯のための具体的注意事項

(1) 住居選定に当たっての確認事項

- 住居周辺の治安情報を確認しましたか。
- 近傍の所轄警察署等を把握しましたか。
- 市街地地図等を利用して地図上で安全度（居住予定地域とスラム街の位置関係、通勤経路等）を確認しましたか。
- 業者は信用できますか。隣人についての情報はありますか。
- 受付に警備員が24時間勤務していますか。
- 住居の周辺は夜間でも明るいですか。不審者が身を潜めるような場所はありませんか。
- 駐車場を監視する警備員が存在し、出入は、安全かつ迅速に行えますか。
- 警備員の配置や監視カメラの設置等の安全対策は万全ですか。
- 家主も住居の安全対策に関し、積極的かつ協力的ですか。

(2) 外出時

犯罪被害に遭った方々は、被害に遭った際、周囲をよく見ていなかったと答えている

方が大半です。周りにもう少し気を配っていれば、犯罪者が近づいて来たことに気付き、被害を防げたかもしれないと反省されています。外出時は、顔を上げ、前方や周囲をしっかりと見ながら歩きましょう。時々、後ろを振りかえるのも防犯上有効です。

(3) 帰宅時

- 車両で帰宅しガレージに入る際は、付近に不審者がいないことを確認しましょう。
- 帰宅時、様子がおかしい場合は、家の中に入らず警察に通報しましょう。
- あらかじめ鍵を準備し、建物の入口前でバックの中の鍵を探すような動作はしないようにしましょう。

(4) 日常生活

(イ) 近隣者

- 隣人との良好な関係の構築・維持に努めましょう。
- 最寄りの知人宅の位置や連絡先・方法を確認しておきましょう。
- 住居の受付や警備員とは、きちんと挨拶するなど良好な関係を築きましょう。

(ロ) 訪問者

- 訪問者は、必ず身元を確認してから対応しましょう。
- 身に覚えのない訪問者（宅配便や工事業者等）が来た場合、覗き穴で視認し、必要により管理人や業者等に連絡し、身元の確認をするようにしましょう。
- 知人の訪問であっても必ず覗き穴等から確認し、不審な人が同行していないか点検しましょう。

(ハ) 使用人

- 努めて信頼出来る方から紹介してもらうようにしましょう。
- 公的機関の発行した身分証明書や無犯罪証明書を入手しましょう。本人に提出を求めこれを拒否するようなら、雇わない方が無難です。
- 安全上の心得、来訪者・電話の対応要領等についてしっかり教育しましょう。
- 家人の行動予定を教えないようにしましょう。
- 現金や高価な宝石等を目につくところに置かないようにしましょう。
- 日頃の態度・言葉遣い等の変化に注意をして下さい。

(二) 家族

- 何か問題が生じた場合、どのような行動を取るか、予め決めておきましょう。また、お互いの連絡方法についてもあらかじめ良く相談しておきましょう。
- 警察や親御さんの職場への連絡方法も、子供にもわかるようにしておいて下さい。
- 子供の通学路の安全確保についても、十分ご留意下さい。

(ホ) 電話

- 緊急連絡先リストは、いつでも使えるようこまめに更新するとともに、使用人等を通じて外部に漏れないような措置を取りましょう。
- 電話を受ける際、こちらから名乗らないようにしましょう。
- 間違い電話に対して、こちらから番号や名前を教えないようにしましょう。
- 不審な電話等があった場合、メモ（記録）を取ることに心掛け、相手の名前を尋ねること、用件を確認することに心掛け、できれば声の特徴や性別、周辺の音等に注意し記録を残しましょう。

(ヘ) 郵便物及び宅配便

- 受領サイン等のやり取りは、扉の下の隙間を使用しましょう。
- 集配人が立ち去るのを確認後、しばらくしてから荷物を取り込みましょう。
- 使用人にも要領をよく説明しておきましょう。

(ト) 鍵の取扱い

- 入居時には、玄関や勝手口のドア等の重要な鍵は交換しましょう。
- キーホルダー等に会社名や個人が特定される情報を記入しないようにしましょう。
- 使用人には、鍵を渡さないようにしましょう。
- 鍵を紛失した場合は、錠前を含め、すべて取りかえましょう。
- 鍵業者の選定に注意し、知人等から信頼のおける会社を紹介してもらいましょう。

(チ) 長期旅行

- 不在にする旨を第三者に話さないとともに、張り紙・留守番電話に不在のメッセージを残さないようにしましょう。
- 出発日や帰宅日も伏せておきましょう。

- 新聞等の定期郵便物が玄関前に放置されないようにしましょう。
- 週に一度程度の割合で、信頼のおける同僚等に自宅を見てもらうようにしましょう。
- タイマー式のラジオ、蛍光灯等を使用して、人がいるように見せかけることも防犯上効果的です。

(5) 犯罪に巻き込まれた場合の対応要領

不幸にして何らかの事件に巻き込まれた場合は、まず身体・生命の安全を最優先にし、決して抵抗しないことが鉄則です。例えば、強盗に銃をつきつけられ金品を要求された場合、金を出し渋ったり、抵抗するのは大変危険です。また、金銭を要求された際に、慌てて内ポケット等から財布を取り出そうとしないことも重要です。犯人は気が高ぶっているため、銃を取り出す動作と思われ、撃たれたり、刺されたりする危険性があります。犯人には、抵抗しない意思を表示するため手を上げ、ゆっくりと金品の有る場所を教え、犯人にそれを取らせる方が安全です。

4. 交通事情と事故対策

(1) 交通事情

アルゼンチンでは、日本に比べ人口比で5倍近くの交通事故が発生しています。アルゼンチン（ブエノスアイレス市内）の運転は荒く、かなりの速度を出して走行し、ウィンカーを出さずに車線変更をする車両も多く見受けられます。また、整備不良車も多く、ブレーキランプやテールランプ、ヘッドライト等が故障したままの車両も多数走っています。公共交通機関の車両も一般車同様に運転が荒く、バスは完全に止まる前から乗降用のドアを開け、客が乗り終わる前に発車するという危険な運転をすることもしばしばです。タクシーについては、相当に荒い運転のため、十分注意する必要があります。

また、鉄道については、過去に整備不良等による大規模事故が発生しているため、利用する際には注意する必要があります。

(2) 事故対策

(イ) 運転する場合

- 無理な追越しや、ぶつけられそうになったと感じても腹をたてないようにしましょう。

アルゼンチンでは、その様な運転マナーが一般的なようです。

○運転中は、常にまわりを警戒し、防衛運転に努めてください。

○流れに乗ることは重要ですが、速度を出し過ぎないように気を付けましょう。

○アルゼンチンの法律で、車内に携帯することを義務付けられている書類等は確実に備え付けておくようにしましょう。

【書類関係】：身分証明書、車両証明書、車検証（ブエノスアイレス市で登録している車両を除く。）、車両保険加入証書、車両保険料支払い後の領収書、過去3回分の車両税納入票、車両名義人以外が運転するための許可証等

【物品関係】：車両用消火器、救急箱、三角停止板、けん引ロープ等

(ロ) 歩行している場合

○車優先社会です。横断歩道で歩行者を先に渡らせる運転手はあまりいません。事故に巻き込まれないように十分注意しましょう。

(ハ) 共通事項

○不慮の事故等に備え、十分な補償がある傷害保険及び車両保険等に確実に加入しましょう。

○事故を起こした際の連絡先（保険会社、レッカー会社等）を確認しておいて下さい。

5. テロ・誘拐対策

(1) テロ・デモ・騒擾対策

○アルゼンチンでは、1992年にイスラエル大使館が、1994年にはイスラエル共済組合会館が爆破されるテロ事件が発生しています。米国同時多発テロ発生以来、イスラム過激派等によるテロ事件が世界中で報道されている中で、アルゼンチン国内でテロ事件が発生する可能性は完全には否定できません。特に、2015年1月に発生した、シリアにおける邦人人質殺害事件においては、イスラム系過激派組織ISILが今後も日本人を標的とすることを公表しており、2016年7月には、バングラデシュでレストラン襲撃人質テロ事件が発生し、日本人7名の尊い命が犠牲になりました。今や、日本人であってもテロと全く無関係ではないことを十分に認識する必要があります。近年、

当国政府及び治安当局がテロと公認する事件は発生していませんが、油断すること無く、日頃から報道等により治安情報の収集に努めましょう。治安情勢の変化に応じて、大使館より情報提供を行いますので、テロ対策の参考にして下さい。

○アルゼンチンでは、労働組合等や一般市民による抗議デモが頻繁に行われています。抗議デモが過激化し、警官隊と衝突する事態に発展することもありますので、抗議デモには近寄らないよう十分注意しましょう。

(2) 誘拐対策

当地の誘拐の特色として、短時間誘拐事件（1人から数人を数時間から数日監禁し、金銭を要求する。）が目立っており、従来型の誘拐事件と異なり、誰でも誘拐される可能性があるのが特徴です。対策としては、人通りの多い場所をできる限り行動し、夜間の一人歩きや車の単独運転は避けることが重要です。また、近年では、誘拐を装って自宅に電話をかけ、身代金を騙し取る「バーチャル誘拐」の手口も報道されており、併せて注意が必要です。

(イ) 車両による移動時の注意事項

○交通量の多い道路のセンター側を走行しましょう。

○ドアをロックし、窓は完全に閉め、バックミラー等で周囲の状況を確認しましょう。

○尾行車を確認した場合は、経路変更またはUターン等をして最寄りの警察署等の安全な場所へ避難しましょう。この際、人通りの少ない場所に避難することは厳に避けましょう。

○通勤時には、同じ経路や同じ時間の移動を避け行動パターンを察知されないようにしましょう。

○信号停車する場合は、前車との車間距離を確保しましょう。

○自宅駐車場に駐車する際には、ガレージのシャッターが開放するまで道路脇で待ち、万が一、不審な兆候を確認した際には、速やかに避難できる状態を確保しましょう。

(ロ) 仕事や家庭生活における注意事項

○突然の訪問客への対応には十分注意し、相手が誰であるかが判明するまでは不用意にドアを開けないようにしましょう。

○不用意な名刺交換は避けましょう。

○間違い電話や不審電話は誘拐の予兆の場合があります。可能であれば録音や通話記録を残しましょう。

○電話の呼び出しでこちらから名前を名乗ることは慎みましょう。

6. その他生活上の留意事項「子どもの親権をめぐる問題」について

(1) 近年、国際結婚のカップルが増えてきています。そうした流れは、日本とアルゼンチンとの間でも同様で、当館領事窓口にも国際結婚の届出、日亜間のカップルの間に誕生した子どもの出生届のため来訪される方がいらっしゃいます。しかしながら、その一方で、結婚生活が困難となり、離婚に直面する事態となったとき、子どもをどうするか、特に将来にわたって子どもの養育と監護をどちらが行うのか、といった問題は常に発生してきます。特に、結婚生活で困難に直面したそれぞれ国籍の異なる父または母のいずれかが、アルゼンチンの法律を顧みることなく、もう一方の親の同意なしに子どもを連れ去ろうとすれば、様々な問題が発生します。

(2) アルゼンチンに居住する「日本人の親」にとって、子どもとの関係や子どもを連れての旅行・移動に際し、特に留意を要する事項

(イ) 実子誘拐罪の適用

アルゼンチンの国内法では、父母のいずれもが親権または監護権を有する場合、または、離婚後も子どもの親権を共同で保有する場合、一方の親が他方の親の同意を得ずに子どもを連れ去る行為は、重大な犯罪（実子誘拐罪）とされています。例えば、アルゼンチンに住んでいる日本人の親が、他方の親の同意を得ないで子供を日本に一方的に連れて帰ると、たとえ実の親であってもアルゼンチンの刑法に違反することとなり、犯罪被疑者として逮捕される場合があります。国際結婚した後に、生まれた子どもを日本に連れて帰る際には、こうした事にも注意する必要があります。

(ロ) 未成年者の旅行

長期滞在者及び永住者の未成年子女（18歳未満）が、単独、片親又は成人第三者と旅行する場合は、公証人（ESCRIBANO PUBLICO）役場で作成された両親又は法定代理

人による旅行承諾書を入管係官（空港等）に提示しなければなりません。（内務省出入国管理局規則第 031100/05 号、同第 2895/85 号、同法務部メモ第 436/05 号参照）

（３）未成年の子どもの旅券申請

日本の在外公館では、未成年の子どもの旅券の申請を受ける場合、両親のいずれか一方に旅券申請書の「法定代理人署名」欄に署名していただくことになっておりますが、それは、通常一方の親の署名をもってもう一方の親も子どもの旅券の発給申請に同意していると推定されるからです。しかしながら、親権者である片方の親から旅券発給に同意しない旨の意思表示がされた場合には、そのような推定は働かず、有効な両親の同意が存在しないことになるので、その子どもへの旅券発給はできないこととなります。したがって、両親のいずれかから旅券発給について不同意の意思表示がなされた場合にあっては、旅券発給に反対する親がその子どもの親権者であるかどうか、すなわち、子どもの旅券発給にその親の同意が必要か否かを確認し、親権者であることが確認されたときは、さらに両親の意向を確認し、旅券を発給するかどうか決定することになります。そのような意向確認が必要となる場合には、基本的に、旅券申請の際にもう一方の親が作成した「旅券申請同意書」（形式自由）を用意していただくこととなりますので、ご注意ください。

（４）家庭問題に関する相談はお早めに関係機関へ

外国人配偶者とのコミュニケーション・ギャップや価値観の違いによるストレス、虐待など深刻な事態に直面した場合の戸惑い、外国における孤独感などから、ついつい日本に子供を連れて行ってしまおうとされた場合、そのような行動には上記のような多くのリスクが伴います。当地には、家庭の問題、虐待に対する人権の面からの対応を行っている団体がありますので、問題の兆候が見え始めたら、速やかに当館（<http://www.ar.emb-japan.go.jp>）や専門相談機関（COLEGIO PUBLICO DE ABOGADOS DE LA CAPITAL FEDERAL）〔所在地：ブエノスアイレス市コリエンテス街 1441 番地、電話：4379-8700 int.205、メール：centromediacion@cpacf.or.ar、時間：月曜～金曜 11 時～14 時〕にご相談されることをお勧めいたします。当国で生活されますと、個人生活も含め幾多の困難に直面されることも多々あるかと思えます。しかし、思いがけず

法律に違反し犯罪者となってしまいますと、その後の子供との関係にも様々な支障が出てきます。円満な家庭と親子関係のために、上記の点を真剣に考慮していただきますようお願い致します。

7. 緊急連絡先

- ◎警 察 : ①「911」及び「101」を使用できる地域
首都ブエノスアイレス市を含むブエノスアイレス州全域
サンタフェ州、サンルイス州
: ②「911」のみ使用できる地域
メンドーサ州、サルタ州、サンファン州
: ③「101」のみ使用できる地域
上記①、②に該当しない各州

※911・・・警察・救急・消防の区別なく通報可能な緊急事態連絡番号

※101・・・地域を管轄する警察と通話するための番号

◎水 上 警 察 : 106 ※河川、港湾地域での事件等

◎救 急 車 : 107

◎消 防 : 100

◎在アルゼンチン日本国大使館

○大使館代表（平日 09:00～17:45）

TEL:4318-8200 ※閉館時は、緊急時の対応可能な電話番号を案内

FAX:4318-8210 / メール: taishikan@bn.mofa.go.jp

Embajada del Japon, Bouchard 547 Piso17, C1106ABG - Buenos Aires

○領事班直通（平日 09:00～12:30、14:30～17:00）

TEL:4318-8220 / FAX:4318-8231 / メール: conbsas@bn.mofa.go.jp

Embajada del Japon, Bouchard 547 Piso15, C1106ABG - Buenos Aires

◎日本人会 : 4307-2026（在亜日系団体連合会）

【簡単な緊急時の表現】

- ・ 泥棒 :

Ladrón (ラドロン)

- ・ 警察 :

Policía (ポリシア)

- ・ 事故 :

Accidente (アクシデンテ)

- ・ 日本国大使館 :

Embajada del Japón (エンバハダ・デル・ハポン)

- ・ 大至急! :

¡Urgente! (ウルヘンテ)

- ・ 助けて! :

¡Ayúdeme! (アジュデーメ)

- ・ 火事だ! :

¡Incendio! (インセンディオ)

- ・ 私は日本人です。 :

Soy japonés(a) (ソイ・ハポネス (男性) / ソイ・ハポネサ (女性))

- ・ 旅券を盗まれました。 :

Me robaron mi pasaporte. (メ・ロハロン・ミ・パスポートル)

- ・ 警察を呼んでください。 :

Llame a la Policía, por favor. (ジヤメ・アラ・ポリシア・ホル・ファボール)

- ・ 私は気分が悪い。 :

Me siento mal. (メ・シエント・マル)

- ・ 私は頭が痛い。 :

Me duele la cabeza. (メ・ドゥエレ・ラ・カベッサ)

- ・ 病院に連れて行ってください。 :

Lléveme al hospital, por favor. (ジエヘメアル・オスピタル・ホル・ファホール)

- ・ 救急車を呼んでください。 :

Llame a una ambulancia, por favor. (ジヤメ・ア・ウナ・アンブランス・ホル・ファホール)

- ・ この番号に電話してください。 :

¿Me podría llamar a este número? (メ・ポドリア・ジヤマル・ア・エステ・ヌーメロ)

- ・ 日本語を話せる方はいますか。 :

¿Hay alguien que hable japonés? (アイ・アルギエン・ケ・アブレ・ハホネス)

Ⅲ 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

1. 平素の準備と心構え

(1) 連絡体制の整備

- (イ) 3ヶ月以上アルゼンチンに滞在される方は当大使館領事班に在留届を必ず提出して下さい。在留届には、連絡先電話番号とともにメールアドレスの記載もお願いします。
- (ロ) 緊急事態がいつ起こるか予測することは通常困難です。予めそのような場合に備えて家族やそれぞれ所属する団体内で連絡方法について決めておいてください。
- (ハ) 緊急事態発生の際には、当大使館より安全対策連絡協議会の各団体を通じて情報の提供を行うとともに必要な対応等について通報しますので、各団体等が保有する緊急連絡網については、常に最新の状態になるよう整備しておいて下さい。

(2) 緊急時避難先

当大使館より、状況の緊迫度に応じて、以下の避難場所への集合をお願いすることがあります。

ベルグラノー地区居住者：大使公邸 (Virrey del Pino 3437)

セントロ地区居住者：大使館領事班 (Bouchard 547 Piso15)

※別途、ホテル等へ集合をお願いする場合があります。

(3) 携行品及び非常用物資の準備

- (イ) 旅券、現金等最低限必要なものは、直ちに持ち出せるよう準備しておいて下さい。
- (ロ) 緊急事態発生時には自宅待機をお願いすることもありますので、非常用食料、医薬品、燃料等を日頃から準備しておいて下さい。

2. 緊急時の行動

(1) 基本的心構え

緊急事態が発生し、また発生する恐れの高まった場合には、当大使館は所要の情報収集・分析を行い、邦人保護の観点から、必要な情報について発信致します。自ら情報収集に努め、平静を保ち、流言飛語や群集心理に惑わされることのないように注意してください。

(2) 情報の把握

テレビ・ラジオの聴取、邦人相互間の連絡、大使館への問い合わせ等により、できる限り正確な情報把握に努めて下さい。状況に応じ、以下の手段により情報提供を行いますので情報の入手に努めて下さい。

○外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>

○在アルゼンチン日本国大使館 http://www.ar.emb-japan.go.jp/index_j.htm

○大使館からのお知らせ。(邦人安全対策連絡協議会を通じたメールでの情報提供)

○NHKワールド <http://www.nhk.or.jp/nhkworld>

○NHKワールドラジオ日本

周波数(当地放送時間帯): 5,970kHz (05:00~06:00)

: 9,835kHz (14:00~16:00)

: 11,935kHz (23:00~01:00)

(3) 当大使館への通報

(イ) 本人及びその家族又は邦人の生命・身体・財産に危害が及ぶ若しくは及ぶ恐れのある時は、具体的にその状況を当大使館に通報してください。

(ロ) 緊急事態発生の際には、お互いに力を合わせて対処する必要がある場合があります。当大使館より在留邦人の方々にも数々の情報提供や援助をお願いすることもありますのでご協力願います。

(4) 国外への退避

(イ) 緊急事態が発生した又はその発生の蓋然性が極めて高い状況で、各自又は派遣元会社等の判断により自発的に帰国、第3国へ退避する場合は、その旨を当大使館へ通報して下さい。(当大使館への通報が困難な場合は、外務省領事局海外邦人安全課等へ通報するよう努力して下さい。)

(ロ) 外務省より「避難してください。渡航は止めてください(退避勧告)」が発出された場合は、当該地域に滞在している方は、一般商業便が運行されている間に、可能な限り早急に同地域から退避するとともに、当大使館は、避難に関しての支援を行いますので、緊密に連携を取って下さい。また、同地域への渡航は、情勢が安定するまで延期し

て下さい。

3. 緊急事態に備えて準備しておく物品

(1) 旅券等

旅券については残余の有効期限があることを日頃から確認するとともに、旅券の所持人記載欄には漏れなく記載しておいて下さい。また、当国における外国人登録証明書、滞在許可証等はいつでも持ち出せる状態にしておいて下さい。

(2) 備蓄の準備

平素から緊急事態の発生に備え、最低でも以下の物品を準備しておくよう努めてください。(※以下はあくまでも目安です。各ご家庭の状況等に応じた所要の準備を行なってください。)

○現金：10日間程度生活できる現地通貨及び米ドル

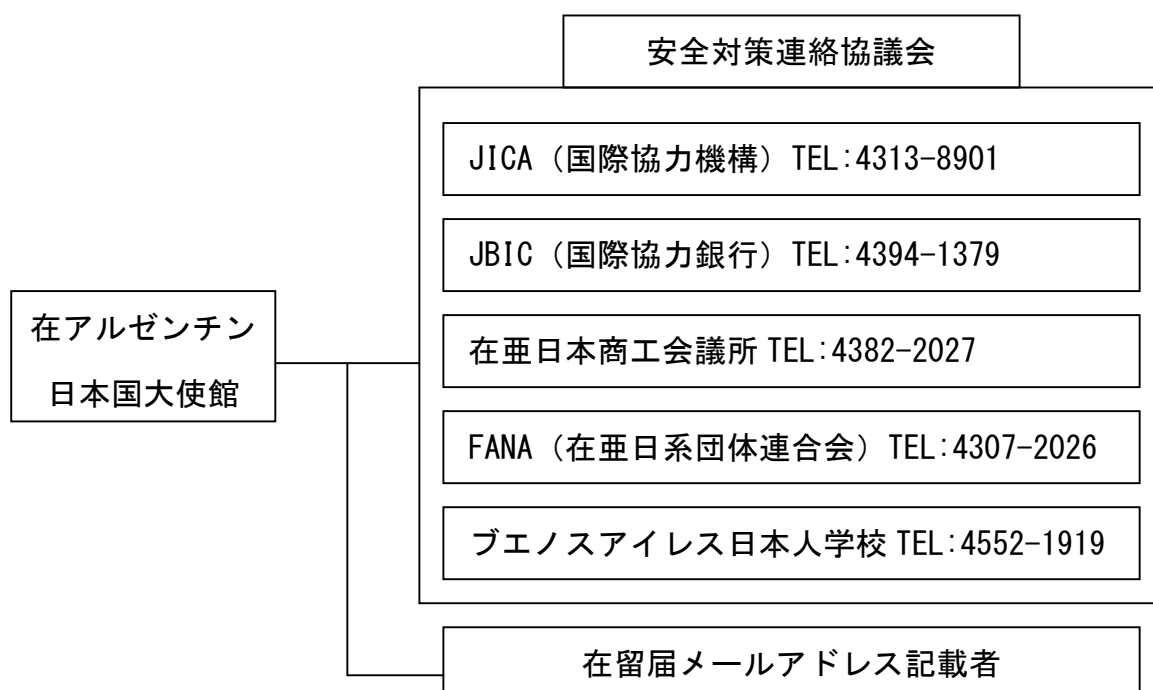
○食料等：飲料水、米、缶詰、インスタント食品等

○医薬品：常用薬、外傷薬、消毒用石鹼、包帯、絆創膏、衛生綿等

○その他：ラジオ、懐中電灯、マッチ、ろうそく、ナイフ、簡易食器、固形燃料等

4. その他（緊急時の連絡態勢）

※電話、FAX、メール、無線機等状況に応じて可能な手段により連絡します。



IV 結語

本手引きに記載されていることは、安全対策のほんの一部に過ぎません。アルゼンチンでの生活を通じて、情報を集め、皆さん一人一人の環境に合わせた工夫をしながら、安全対策をより確実なものにして頂ければ幸いです。大使館では、各種犯罪・安全対策に関する情報の収集に努めています。ご自身のお話でも、お友達の日本人の方のお話でも構いませんので、犯罪・事故等の発生日時・場所・犯行の手口等を教えて頂ければ安全対策の参考になるとともに、これらの情報を共有し皆様の防犯に役立てることもできます。個人の秘密は厳守致します。直接あるいは御所属の会社・団体代表窓口等を通じて下記まで御連絡下さい。

◎在アルゼンチン日本国大使館領事班

TEL:4318-8220 / FAX:4318-8231 / メール : conbsas@bn.mofa.go.jp

Embajada del Japon, Bouchard 547 Piso15, C1106ABG - Buenos Aires

安全の手引きに関するご意見・ご希望等がございましたら領事班までお寄せ下さい。

変更（改訂）履歴

2006年11月1日

2008年 4月1日

2009年 4月1日

2009年10月8日

2010年 4月1日

2011年 4月1日

2012年 4月1日

2013年 4月1日

2014年7月18日

2015年 3月2日

2017年 1月1日